

令和7年度
いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業
(事業者向け太陽光発電設備等設置) 補助金
交付申請の手引き



令和7年6月1日

令和7年度 いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業
(事業者向け太陽光発電設備等設置) 補助金 交付申請の手引き

1 補助の目的

脱炭素社会の実現に向け、本市における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、いなべ市内の事業者が太陽光発電設備等を導入するために必要な経費に対し補助金を交付する。

2 補助の対象者

いなべ市内に自らが事業を営む建物を所有する事務所又は事業所に太陽光発電設備を設置する事業者

3 補助の対象設備

- (1) 太陽光発電設備
- (2) 蓄電池(太陽光発電設備と同時に設置する場合に限ります。)

設備の主な条件

- 太陽光パネル及びパワーコンディショナーの出力が10kW以上の太陽光発電設備の導入は必須です。
- 商用化され、導入実績があるものが対象となります。
- 設備の中古品、リース品は対象となりません。
- 野立ての設備は対象となりません。
- 蓄電池のみの導入は対象となりません。
- 蓄電池は定置用を対象とします。
- 蓄電池は敷地内に設置してください。
- 蓄電池は平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備が対象となります。
- 停電時のみに使用する非常用予備電源のための蓄電池は対象となりません
- 蓄電池は20kWh以上のもの(桑名市火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであり、その基準を満たすもの)に限ります。
- 設備設置後3年間は、自家消費割合報告書(様式第12号)を提出する必要があります。
- 年間発電量kWhの報告が必要になりますので、年間発電量(発電量の累計)を記録する装置が必要になります。

4 補助金の額

- (1) 太陽光発電設備(補助の対象は100kW以下、千円未満切捨て)
 - 50,000円/kW(上限)
- ※ 太陽光パネルとパワーコンディショナーの低い方の容量(kW表示の小数点以下切捨て)を用いて計算します。

- ※ 1kWあたりの太陽光発電設備の価格（工事費込み・税抜き）が5万円未満の場合は、1kWあたりその額（1円未満切捨て）とします。
- ※ 100kW以上の設備を設置した場合の補助金は100kWに相当する額までが対象です。
- ※ 10kW未満の設備は、補助対象外です。
- (2) 蓄電池（補助の対象は50kWh以下、千円未満切捨て）
 - 53,000円/kWh（上限）
 - ※ 1キロワットアワー当たりの蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）の3分の1の額（1,000円未満切捨て）と53,000円を比較して少ない方の額
 - ※ 50kWhを超える設備を設置した場合の補助金は50kWhに相当する額までが対象です。
 - ※ 蓄電池容量（定格容量）（kWh表示の小数点第2位以下切捨て）を用いて計算します。
 - ※ 蓄電池の価格は、11.9万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電池となるように努めてください。

5 補助の主な条件

- (1) いなべ市補助金等交付規則及びいなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（事業者向け太陽光発電設備等設置）補助金交付要綱を遵守する必要があります。
- (2) 発電した電力の50%以上を自家消費する必要があります。
- (3) 法令やガイドライン等を遵守する必要があります。
- (4) 誓約書に同意していただく必要があります。
- (5) 原則、法定耐用年数（太陽光発電設備17年、蓄電池6年）が経過するまでは設備の処分等はありません。
- (6) 設備設置によって得られる環境価値（例：温室効果ガス削減により生まれる価値）は、自ら消費する分のみが設置者のものとなります。
 - ※ 原則として、自ら消費する電力に相当する環境価値が設置者のものとなり、売電分に相当する環境価値は設置者のものとすることはできません。
- (7) 設備の法定耐用年数が経過するまでの間、J-クレジット制度への参加はできません。
- (8) 補助金の交付決定日以降に事業に着手する必要があります。
 - ※ 一般的には工事施工者との契約日が着手日となります。
 - ※ 補助金交付決定日より前に、工事施工者と契約をしていたものについては補助対象外です。
- (9) 事業の完了の日から30日を経過した日、又は令和8年1月30日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を提出する必要があります。
 - ※ 事業の完了とは、工事施工業者から太陽光発電設備等の引き渡しを受けた後、工事施工業者への工事代金全額の支払いの完了をもって事業の完了とします。
- (10) 原則として申請者自らが土地及び建物を所有する事業所への設置を条件としますが、次の場合も条件を満たすものとします。
 - 【補助事業者が個人事業主の場合】

配偶者又は一親等内の血族が所有している土地・建物に設置する場合

【補助事業者が法人の場合】

法人の役員又は子会社等・親会社等が所有している土地・建物に設置する場合

※ いずれの場合も、土地及び建物の所有者が「法定耐用年数が経過するまで設備を設置すること」及び「自らが当該補助金の申請をしないこと」に同意した場合に限ります。（承諾書を提出）

承諾書の内容の例はP14に掲載しています。

※ 補助事業者と土地及び建物の所有者との関係が分かる資料を提出してください。

6 補助の対象外

- (1) 固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得する方は対象となりません。
- (2) 自己託送をする方は対象となりません。
【例】発電した電力を、一般送配電事業者の送電網を使って別の事務所等へ送って使う
- (3) 設備の増設、買替は対象となりません。
- (4) 国や地方公共団体等から他の補助金等を受けて設備を設置する方は対象となりません。
- (5) いなべ市税の滞納がある方は対象となりません。
- (6) いなべ市暴力団排除条例（平成23年いなべ市条例第1号）第2条第1号及び第2号に該当する方又はこれらと密接な関係を有する方は対象となりません。

7 申請書・報告書・請求書（様式）の配布場所及び提出先

配布場所

- ・ ホームページ（<http://www.city.inabe.mie.jp>）からダウンロードしてください。
ホーム画面の くらし>ごみ・リサイクル・環境>チャレンジ・カーボンニュートラルいなべ再エネ活用補助金>令和7年度事業者向け太陽光発電設備等設置補助金
- ・ いなべ市役所環境政策課で様式等を用意しています。（郵送請求は致しかねます。）

問い合わせ・提出先

いなべ市役所 環境部 環境政策課

〒511-0498 いなべ市北勢町阿下喜 31 番地

Tel：0594-86-7812 平日の午前8時40分から午後5時15分まで

提出方法等

- ・ 提出方法は郵送又は持参に限ります。
- ・ 持参の場合の受付時間は平日の午前8時40分から午後5時までです。（市役所内 環境政策課）
- ・ 郵送の場合は簡易書留など郵便物の追跡ができる方法での郵便を推奨します。

8 申請・報告・請求

(1) いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（事業者向け太陽光発電設備等設置）補助金交付申請書（様式第1号） 両面印刷

受付期限

- ・ 令和7年6月2日（月）～令和7年11月28日（金）

※予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。（先着順）

【注】 申請書を提出する際は、1年度、1者につき1申請に限ります。

記入注意事項

- ・ 1 設置場所（住所）は、補助対象設備の設置場所の住所を記載してください。事業者の住所ではありません。
- ・ 2 補助対象設備の概要は、事業で設置する補助対象設備全体の出力を記載してください。（太陽光発電設備：100kw未満、蓄電池：50kw未満にする必要はありません。）
- ・ 3 総事業費は事業全体の費用を記載してください。
- ・ 4 補助対象経費は、補助対象となる費用を掲載してください。（保守点検等の維持管理費などは補助対象経費として認められないので除外してください。）
※ この額は、事業完了後の収益納付の要、不要を判断する数値として使用されます。
- ・ 7 事業着手（予定）年月日は、交付決定日以後に工事施工業者と契約する日となります。
- ・ 10 宣誓及び同意の申請者氏名欄は、署名または記名押印（代表者印）をしてください。

添付書類について

- 登記事項証明書【法人の場合】
 - ・ 取得から3か月以内のもの
- 住民票【個人事業主の場合】
 - ・ 取得から3か月以内のもの
 - ・ マイナンバー「なし」の住民票を取得してください。
- ※ マイナンバーの記載があるものは受理しません。
 - ・ 本籍、世帯主名、続柄、住民票コードの記載も原則不要です。
- ※ 配偶者又は一親等内の血族が所有する土地・建物に導入する場合で、申請者と土地・建物所有者の関係性を説明する資料として続柄の記載があるもの（住民票又は戸籍謄抄本）を提出してください。
- 確定申告書の写し【個人事業主の場合】
 - ・ 直近1年分の確定申告書の写し
- ※ 申請者等に記載する事業者名の欄には、原則として確定申告書に記載した屋号を記入してください。
- 設置する土地及び建物の登記事項証明書
 - ・ 取得から3か月以内のもの
- ※ 土地の登記事項証明書については、補助対象設備を設置する建物の登記事項証明書の「所在」欄に記載されている全ての番地分を提出してください。

- ・ 建築予定の建物に設置する場合は、建築契約書の（写）を提出し、登記事項証明書は登記完了後速やかに提出してください。
- 土地の公図（写し可）
- 事業所付近の見取図
 - ・ 住宅地図等（1／1500 程度）に事業所の位置を示してください。
- 敷地内の見取図
 - ・ 敷地内の見取図（住宅地図等 1／100 程度）
- 設備の設置場所の見取図
 - ・ 建物等構造物の位置、補助対象設備（太陽光パネル、蓄電池、パワコンなどの交直変換器等）の位置、太陽光パネル等自家消費する構造物と離れている場合は配線経路が分かるように資料を作成してください。
- 市税の納税証明書
 - ・ 市税について滞納が無いことの証明書をいなべ市役所総務部納税課で取得してください。
- 対象設備の仕様書（写し可）
 - ・ 製品カタログ等、設備の仕様（出力、容量等）が分かる書類を添付してください。
- 見積書の写し
 - ・ 見積書については、**別添 1**「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に作成を依頼してください。
 - ・ 太陽光発電設備と蓄電池それぞれの内訳書を添付してください。
- 【注】 契約相手（工事施工者）を決定するにあたっては、入札や複数者（3者以上）から見積もりを徴収し比較をするなど競争性を確保してください。ただし、入札や複数者から見積もりを徴収することが不適當（困難）な理由がある場合はこの限りではありません。**
- 写真
 - ・ 「事務所又は事業所の外観」「設備（太陽光パネル、蓄電池、パワコンなどの交直変換器）設置予定場所」を撮影してください。
- 誓約書
 - ・ 申請者用の内容を確認のうえ提出してください。
 - ・ 施工業者用については、交付決定後工事施工業者と契約次第、工事施工者が内容を確認のうえ速やかに提出してください。【郵送可】
- ※ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています。
- 電力の消費量計画書
 - ・ **別添 2** 発電する電力の消費量計画書又は任意様式に、本事業により導入する「太陽光発電設備の容量」、その設備で発電する「年間発電量（想定値）」、その電力量のうち事務所又は事業所の敷地内で消費する「年間自家消費量（想定値）」、及び小売電気事業者に売電をする場合は「年間売電量（想定値）」、について記載してください。
- また、「直近 12 か月の消費電力量の合計」及び「直近 12 か月の電気代の合計」についても

記載をお願いします。

【注】発電した電力の 50%以上を自家消費する必要があります。

○ 小売電気事業者と契約している書類

- ・ 小売電気事業者と契約している買電プランの種類、契約電力が分かる契約書の写し、直近 1 か月の電気代の明細がわかる請求書、領収書等の写しを添付してください。

※ 直近 1 か月の電気代の明細がわかる請求書で、契約している買電プランの種類、契約電力が分かる場合は契約書の写しは不要です。

○ 委任状

- ・ 行政書士等へ事務を委任する場合は委任関係が分かる書類を提出してください。

○ 必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

現地調査について

- ・ 確認のため現地調査を行う場合があります。

交付決定について

- ・ 申請書の受付順に内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付決定をします。
- ・ 交付決定日以後に工事施工業者と契約をしてください。契約締結後、誓約書（施工業者用）を速やかに提出してください。
- ・ 交付決定日以後に、補助事業の内容を変更する必要がある場合は、速やかに連絡してください。

（2） いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（事業者向け太陽光発電設備等設置）補助金変更承認申請書（様式第 4 号） 両面印刷

- ・ 補助金の交付申請の内容を変更しようとするときに提出してください。

※変更の内容によっては提出が不要な場合もありますので、お問い合わせください。

添付書類について

○変更がわかる書類（契約書、変更契約書、変更見積書）

- ・ 別添 2 「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に内訳書を取得してください。
- ・ 太陽光発電設備と蓄電池それぞれの内訳書を添付してください。

（3） いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（事業者向け太陽光発電設備等設置）補助金完了実績報告書（様式第 7 号） 両面印刷

提出期限

- ・ 事業の完了の日から 30 日を経過した日、又は令和 8 年 1 月 30 日（金）【必着】のいずれかの早い方の日まで。

※ 事業の完了の日とは、工事施工業者から太陽光発電設備等の引き渡しを受けた後、工事施工業者への工事代金全額の支払いが完了した日をいいます。

添付書類について

○ 契約書の写し

※ 補助金交付決定日より前に、工事施工者と契約をしていたものについては補助対象外です。

○ 領収書の写し

- ・ 補助対象設備以外の代金と同時に支払いをした場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください。
- ・ 施工代金の全額を、施工業者へ支払うことが事業完了の条件です。

○ 対象設備の保証書の写し

- ・ 補助金交付申請時に提出した「カタログ」と、当該報告時に提出する「保証書（メーカー保証）」により、「カタログ」に示された型番の機器が納品されていること、中古設備でないことを確認します。

○ 電力会社との接続契約書の写し

- ・ 一般送配電事業者と発電設備が系統連係したことがわかる（系統連係受給開始日が記載されている）書類【発電設備の連係に関するお知らせ】※接続検討結果書ではありません

○ 売（買）電契約書等の写し

- ・ 小売電気事業者と売電契約をしたことがわかる書類（全量自家消費する場合は不要）

○ 設備を設置したことが分かる写真（施工中、施工後）

○ 製造メーカー名、製造年月日等が記載された設備のラベル写真

- ・ 太陽光パネル
 - ①パネル設置後であり、パネル枚数が確認できる写真（目印を置いて複数枚に分けて撮影すること。）
 - ②メーカー名、製造番号、シリアルナンバーが読み取れる写真(パネル数枚分)
- ・ パワーコンディショナー
 - ①設置後であり、設置台数が確認できる写真
 - ②メーカー名、品番、製造番号、製造年月日が読み取れる写真(全台数分)
- ・ 蓄電池
 - ①設備の全景写真
 - ②メーカー名、品番、製造番号、製造年月日が読み取れる写真(全台数分)

○ 蓄電池設備設置（変更）届出書の写し

- ・ 消防署の受理印がある等、消防署に届出したことが分かるものの写し

○ 補助金交付申請時に添付した資料に変更が生じた場合は変更後の書類を添付してください。

○ 必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

現地調査について

- ・ 確認のため現地調査を行う場合があります。

（４） いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（事業者向け太陽光発

電設備等設置）補助金交付請求書（様式第9号）

- ・ 事業完了後の精算払いとします。（銀行振込）
- ・ 完了実績報告書の審査を行った後、補助金の確定額を通知します。確定額の通知があり次第、速やかに交付請求書を提出してください。

提出期限

- ・ 令和8年2月6日（金）まで【必着】

記入注意事項

- ・ 代表者印の押印が必須です。（社印のみは受理できません。）

振込口座について

- ・ 振込口座は間違いのないよう記載してください。

（5） いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（事業者向け太陽光発電設備等設置）補助金自家消費割合報告書（様式第12号） 【郵送、E-メール可】

- ・ 事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間を報告対象期間とします。
- ・ 報告の期限は、報告対象年度の翌年度の7月31日までとし、計3回報告してください。

対象期間・報告（提出）期限について

	報告対象期間（年度）	報告期限【必着】
1回目	令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和9年7月31日
2回目	令和9年4月1日～令和10年3月31日	令和10年7月31日
3回目	令和10年4月1日～令和11年3月31日	令和11年7月31日

記入注意事項

- ・ 8 売電収入があれば年間の売電収入金額と、9 収入金額の使途（設備の維持管理等）を報告してください。売電等で収益が発生した場合、補助金の返還が必要になる場合があります。

提出方法

- 提出方法は郵送、持参、E-メールのいずれかとします。
- ・ E-mail : k-seisaku@city.inabe.mie.jp

添付資料について

- 発電量、買電量、売電量及び自家消費量の1年間分の実績が分かる書類
- ・ モニターから出力したデータ等を取りまとめて報告してください。
- 1年間分の売電収入額が分かる書類（売電収入がある場合）
- 必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

9 財産処分

- 法定耐用年数が経過するまでの間は、導入した設備を補助の目的に沿って使用できるように適切に管理してください。（太陽光発電設備の法定耐用年数は17年、蓄電池は6年です。）
- 法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分や譲渡、貸付等を行う場合は、必ず事前にい

なべ市へ相談してください。（取得価格が 50 万円未満の太陽光発電設備は、財産処分の制限の対象外です。）

10 その他

- 当該補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿、発電した電力の自家消費割合が分かる書類（発電量、自家消費量が分かる資料）等は補助対象年度の属する翌年度以降 10 年間保存してください。ただし、法定耐用年数が 10 年を超える設備に関する書類は法定耐用年数が経過するまで保管してください。
- いなべ市に提出された書類は返還できません。
- いなべ市に提出された交付申請書等は、いなべ市情報公開条例（平成 15 年条例第 8 号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- 国及び県の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。

太陽光発電設備等の設置費用の内訳について

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。 ※必要最小限度の範囲とすること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

※太陽光発電設備、蓄電池それぞれの「工事費」「設備費」を記載してください。「間接工事費」などの共通費については、任意の合理的な方法でそれぞれの内訳に配分してください。

※本表の「細分」項目ごとに額が記載されていることが望ましいですが、困難な場合は複数の「細分」項目を合算しても構いません。ただし、内訳について別途聞き取り調査等を行うことがあります。

発電する電力の消費量計画書

補助の要件として、補助事業にて設置する太陽光発電設備により発電した電力の50%以上を自家消費する必要があります。

以下の項目をご記入ください。

申請者住所	
申請者名称	

太陽光発電設備の容量	kW
【想定値】年間発電量(A)	kWh
【想定値】年間自家消費量(B)	kWh
【想定値】自家消費割合(B)／(A)	%
【想定値】年間売電量	kWh
直近 12 か月の消費電力量	kWh
直近 12 か月の電気代の合計	円

事業者向け補助金 Q&A

Q1 対象となる「事務所又は事業所」とはどのようなものですか

- 補助事業者が自ら営み、土地、建物を有する市内の事務所又は事業所とします。
 - 人的設備のない無人倉庫や独立した車庫は対象としません。また、社宅など事業に直接使われていないものも対象としません。
 - 法定耐用年数が経過するまで、設備の活用ができないことが明らかなものは対象外とします。
- 【例】仮設事務所、2～3 年後に廃止が決まっている事業所

Q2 太陽光発電設備を倉庫の屋根へ設置する場合は対象となりますか

- 「事務所又は事業所」となる建物と同じ敷地内に設置するものであれば対象となります。ただし、発電した電力量の 50%以上を「事務所又は事業所」の敷地内で自家消費しなければなりません。
- なお、自家消費する「事務所又は事業所」の登記事項証明書等の提出も必要となります。

Q3 太陽光発電設備の能力がパネルとパワーコンディショナーで異なる場合はどうなりますか

- パネル(モジュール)とパワーコンディショナーの低いほうの数値を採用してください。

Q4 100kWを超える太陽光発電設備を設置する場合に必要な自家消費はどうなりますか

- 補助に相当する発電量(100kW)の 50%を自家消費する必要があります。

【例】120kWの発電設備を設置する場合

$$\text{発電量} \times 100\text{kW} / 120\text{kW} \times 50\%$$

Q5 蓄電池の能力は定格容量と実効容量のどちらを使うのですか

- 補助金算定の際は原則としてカタログ記載の定格容量の数値を用いてください。
- 定格容量がカタログ等に記載されておらず不明な場合は、蓄電容量を用いることも可とします。

【参考】

定格容量:蓄電池に蓄えることができる電気の量

実効容量:蓄電池に蓄えた電気のうち、実際に使用できる量

Q6 売電により収益が発生した場合、補助金の返還が必要になりますか

- 事業完了後の5年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、収益納付の要・不要を判断することになっています。

$$\text{計算式:収益納付額} = (A - B) \times (C / D) - E$$

A:収益額(補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計)

B:控除額(補助対象経費)

C:補助金確定額

D:補助事業に係る支出額(補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計)

E:納付額(前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額)

※相当の収益が生じた場合とは、収益【A】－控除額【B】>0 となる場合をいいます。

※収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行います。

Q7 納期等遅れにより期限までに事業が完了しない場合はどうなりますか

○補助の対象外となります。

P3～P4【承諾書の内容の例】

「法定耐用年数が経過するまで設備を設置すること」及び「自らが当該補助金の申請をしないこと」
の承諾書の内容の例

〇〇会社(代表:〇〇〇〇 所在地:〇〇〇〇)が、いなべ市太陽光発電設備等設置費(事業者向け)補助金を受けて設置する太陽光発電設備等について、それらの耐用年数(減価償却資産の耐用年数などに関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間)が経過するまで設置・使用することを承諾します。

また私(弊社)は、いなべ市太陽光発電設備等設置費(事業者向け)補助金の申請をしておらず、今後も申請することはありません。